

高松市牟礼老人福祉センターのあり方について

1 施設の現状

(1) 施設の概要

- ・所在地 高松市牟礼町牟礼130番地2
- ・構造 鉄筋コンクリート造2階建 1,467㎡(延床面積)
昭和55年4月設置(経過年数31年)
- ・主な機能 浴室, 相談室, 診察室, 教養・娯楽室, 音楽室
地域包括支援センター, 保健ステーション(公民館, 図書館併設)
- ・管理形態 市直営
- ・職員数 7名(長寿福祉課2名, 兼務3名, 併任2名)
- ・その他 毎日1便, 送迎バスを運行
牟礼公民館・牟礼図書館の耐震補強等工事のため、現在、老人福祉センターの集会室等部分で執務

(2) 施設の利用状況

公民館工事の影響による平成22年度の増加を除くと、入場者数は大幅に減少しており、特に入浴者数は、福祉バスの運行をしているにもかかわらず、1日平均12人程度で5年前の約半数に落ち込んでいる。

	H18	H19	H20	H21	H22	対H18比率
利用者数 (1日当たり)	12,795人 (43.5人)	11,462人 (39.1人)	9,786人 (33.5人)	8,813人 (30.3人)	11,850人 (40.4人)	92.6%
入浴	6,568人 (22.3人)	6,082人 (20.7人)	4,780人 (16.3人)	4,025人 (13.8人)	3,599人 (12.3人)	54.8%
集会室	4,182人 (14.2人)	3,794人 (12.9人)	3,065人 (10.4人)	2,789人 (9.6人)	2,878人 (9.8人)	68.8%
娯楽室	1,473人 (5.01人)	1,327人 (4.52人)	1,440人 (4.93人)	1,670人 (5.75人)	1,239人 (4.23人)	84.1%

※22年度の利用者の増加は、公民館工事による代替使用によるもの

※利用者数は他に円卓室、健康指導室の利用者を含む

(3) 施設・設備の状況

昭和55年に建築され、築後31年を経過し、老朽化が顕著である。設備面では、冷暖房設備やボイラーも耐用年数は大幅に経過しており、機能の低下が顕著であり、バスについても、走行から10年以上が経過している。

(4) 耐震診断結果

平成19年9月に行った、耐震診断の評価結果はBであり、早急な耐震補強が必要であるが、耐震補強工事には約2,900万円が必要と見込まれている。

耐震診断結果 の評価 (H19.9)	構造体		建 築 非構造部材	建 物 の 総 合 評 価
	上部構造	基礎構造		
	1 棟 b	d	c	B
	2 棟 d			
	3 棟 d			

※建物の総合評価

B：可及的速やかに改修等の措置を講ずる必要がある。

※耐震診断結果の評価

a：人命の安全に対する危険性が高い。 b：人命の安全に対する危険性がある。

c：人命の安全は確保できるが、所要の機能は確保できない可能性がある。

d：診断の結果に問題はない。

(5) 地域包括支援センターおよび保健ステーションの移転

老人福祉センターの職員は2名であるが、うち、運転手1名が送迎バスの運転業務に出ると、施設の職員は実質1名となることから、包括支援センター等の職員3名と公民館職員2名が併任・兼務して老人福祉センターの運営を行っている。

しかしながら、現在建設が進められている牟礼コミュニティセンターに併設して、包括支援センター、保健ステーションが整備されることとなっており、完成後移転すると、老人福祉センター職員2名での施設の管理運営は困難となる。

2 老人福祉センターの今後の運営における課題

- (1) 社会環境の変化や高齢者の余暇活用ニーズの多様化などによる利用者の減少
- (2) 施設・設備の老朽化
- (3) 耐震補強工事の必要性
- (4) 地域包括支援センターおよび保健ステーションの移転による人員の不足

3 今後の対応

(1) 施設の廃止

施設を維持するためには、巨額の経費を要する耐震補強工事等の大規模改修や人員の増加が必要となるが、利用者が大幅に減少している現状から、改修等の実施は極めて困難であることから、牟礼老人福祉センターを廃止する。

また、施設の廃止に伴い、老人福祉センター送迎用の福祉バスについても廃止する。

(2) 老人福祉センター機能の移転

牟礼地区における福祉と保健の拠点として、老人福祉センターで実施している健康相談や健康増進の各種教室等については、併設の地域包括支援センター、保健ステーションの移転に伴い、新設される牟礼コミュニティセンターに併設される新しい施設において実施されることとなる。

また、高齢者の生きがい作りのために実施していた各種レクリエーション事業については、新しいコミュニティセンターや近隣の代替施設への移行を検討する。

(3) 廃止時期

新しい地域包括支援センター、保健ステーションの開館に併せ廃止する。